

第1回埼玉県営水道長期ビジョン実績評価有識者委員会 議事概要

■日 時 平成29年 8月18日(金) 10:00～11:30

■場 所 埼玉教育会館 103号室

■出席者 大瀧委員、滝沢委員、森田委員

■次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員会趣旨説明
 - (1) 埼玉県営水道長期ビジョン実績評価有識者委員会の設置について
 - (2) 委員長、委員長代理の選出について
- 4 議事
 - (1) 埼玉県営水道長期ビジョンの概要について
 - (2) 実績評価の進め方について
 - (3) その他
- 5 閉会

■配布資料

- | | |
|-------|----------------------------|
| 資料1 | 埼玉県営水道長期ビジョン実績評価有識者委員会設置要綱 |
| 資料2-1 | 埼玉県営水道長期ビジョンの概要 |
| 資料2-2 | レビュー(H27実施)結果概要 |
| 資料3 | 実績評価の進め方 |
| 資料4 | 評価シート様式 |
| 資料5 | 評価方法について |
| 資料6 | 評価シート記入例(評価方法①～③) |
| 資料7 | 評価シート(実現方策別) |
| 資料8 | 実現方策の実績評価基準 |

■委員長、委員長代理の選出

要綱に基づき、委員長、委員長代理を選出。

委員の互選により、滝沢委員を委員長に選出。

また、委員長の指名により、大瀧委員を委員長代理に選出。

■議 事

(1) 埼玉県営水道長期ビジョンの概要について

【事務局から説明】

(事務局)

埼玉県営水道長期ビジョンの概要について資料2-1, 2-2を用い説明

【委員からの主な質問、意見等】

(大瀧委員)

資料2-1「埼玉県営水道長期ビジョンの概要」の4ページにある「長期ビジョンのフォローアップ」によると、レビューを行って、長期ビジョンを見直すかどうかを決めることとなっています。このレビューは、長期ビジョンの実施期間を5年ごとの3期に分け、1期に1回(全期間で3回)行うこととなっていますが、レビューはこの回数しかやらないということですか。

(事務局)

レビューは、少なくとも3回は定期的実施するという事です。

当然、水道を取り巻く環境が大きく変化した場合など、必要に応じて、随時レビューを行い、対応しなければならないと考えています。

実際のところ、今後の大きな環境の変化として、水道法の改正というものがありますので、レビューを行う必要があると考えています。

(滝沢委員長)

レビューを行った結果、見直しが必要な場合は次の長期ビジョンに移行し、見直しが必要ない場合は現在の長期ビジョンを継続するという事ですか。

(事務局)

そのとおりです。

今回行った平成27年度のレビューにおいては、長期ビジョンの見直しは必要ないと判断しております。したがって、現在のところ、長期ビジョンは中期(次の5年間)に突入していくこととなります。

(滝沢委員長)

今後の環境の変化として大きなものは水道法の改正ということですが、今年度9月の国会で水道法の改正が成立した場合、本委員会は、今回で終わりではなく、水道法改正の関係で、もう一回開催するという事ですか。

(事務局)

本委員会は、当初から2回開催する予定です。

第1回は、実績評価を進めるにあたっての評価の方法について審議していただき、第2回は、実際の評価をしていただく予定です。

なお、第2回の頃がちょうど水道法改正と同じタイミングになると思いますので、第2回のときに水道法改正を踏まえたご意見もいただきたいと考えています。

(森田委員)

長期ビジョンの位置づけを教えてください。

また、上位計画やアクションプラン（下位計画）のようなものはあるのでしょうか。

(事務局)

県営水道として、この長期ビジョンが最も上位計画になります。

また、アクションプランとして、経営戦略を含めた企業局経営5か年計画、ハード的な計画である施設整備計画などが存在しています。

(森田委員)

長期ビジョンの評価とその他計画の評価との整合は図らなくてよいのでしょうか。長期ビジョンの評価を行うにあたっては、例えば、アクションプランである企業局経営5か年計画などの評価の積み上げとしなくてよいのでしょうか。

(事務局)

長期ビジョンの評価については、個々の実現方策の取組を実施した結果として、アウトプット、アウトカムというものが全てこの委員会に提示されます。

したがって、その他の下位計画の評価にとらわれず、長期ビジョン単独で評価して問題ないと考えております。

(2) 実績評価の進め方について

【事務局から説明】

(事務局)

実績評価の進め方について、資料3，4，5，6を用いて説明

【委員からの主な質問、意見等】

(森田委員)

まず、それぞれの評価指標について、◎、○、△による評価を行い、次に、評価結果の欄で評価をし、最後に、取組実績を記載する形ですが、長期ビジョンの成果目標である「水道利用者の満足度向上」について、総合的に何か評価を行うのでしょうか。

(事務局)

本委員会では、長期ビジョンの実績評価として、埼玉県企業局の取組のアウトプット（結果）を評価していただきます。

アウトカム（成果）については、「水道利用者の満足度向上」ですので、評価するのは、県民の方々だと考えています。したがって、アンケートを実施し、県民の方々に評価していただきます。

（森田委員）

長期ビジョンの個々の実現方策についての実績評価は、本委員会で行い、それを公表する。長期ビジョンの成果に対する評価は、県民の方々にアンケートを実施して成果をはかるということでしょうか。

（事務局）

そのとおりです。

本委員会でも個々の実現方策について実績評価を行い、アンケートによる県民の方々の評価を示した上で、委員のみなさまから提言をいただき、取組内容を見直す、あるいは取組項目を増やすなどして、成果目標の達成に向けて努力したいと考えています。

（滝沢委員長）

アンケートの実施方法を教えてください。

（事務局）

アンケートはすでに実施済みで、第2回の時に結果を提示します。一般的には県政サポーター制度を利用しますが、今回は県政世論調査を利用しています。一般公募の約3000人の県民の方々を対象に調査を行い、7割位の回答率です。

調査は、埼玉県の大聴広報課が昨年度実施したもので、インターネットで公表されています。

（大瀧委員）

評価シートの構成についてですが、記入例をみると、評価指標が定量化されている取組に関しては、それぞれの取組に関する定量的な評価の結果を記載する欄がありますが、取組実績に対する定性的な評価、あるいは全体を通した総合的な評価については記載するところがありません。

一方で、評価指標が定量化できない取組に関しては、「評価結果」の欄に、定性的かつ総合的な評価結果が記載されており、評価シートの記載方法に統一性がありません。

評価シートの記載方法を統一し、一つの実現方策に対して、個々の評価指標に対する評価を記載する「評価結果」欄と、実現方策の総合的な評価を記載する「総合評価結果」欄を作成したほうがよいと考えます。

（事務局）

委員のご指摘を参考にし、評価シートの構成を修正します。

（滝沢委員長）

最終的な評価については、県民の方々が見るのでしょうか。
(事務局)

そのとおりです。

どのような形にして公表するのかはまだ決めていませんが、インターネットで公表しますので、県民の方々も見ることができます。

(滝沢委員長)

県民の方々が見て分かりやすい形としたほうがよいと思います。

詳しいことも重要ですが、まずは、見やすい、分かりやすいということが一番だと考えます。

【事務局から説明】

(事務局)

実現方策23項目の評価方法について、資料7、8を用いて説明

【委員からの主な質問、意見等】

(大瀧委員)

資料7の2ページ(1)のイ「原水の水質及び水質基準強化に対応した浄水処理の実施」ですが、長期ビジョンには「トリハロメタン等」と記載されているのに対し、評価指標には「トリハロメタン」と記載されています。消毒副生成物であるトリハロメタン等の全てをカバーするという主旨であれば、齟齬がないよう「トリハロメタン等」で統一したほうがよいと考えます。

また、類似の案件として、新三郷浄水場がオゾンを使用しているので、臭素酸もこのようなカテゴリーに入るのではないのでしょうか。

(事務局)

評価指標の「トリハロメタン」は、「トリハロメタン等」に修正します。

臭素酸については、新三郷浄水場の場合、pHを調整する機能を有しており、現実的には臭素酸が生成されることは考えにくいいため、評価指標に含めていません。

(大瀧委員)

トリハロメタン等については、管理目標値を超える可能性があるため、評価指標に記載し、目標達成に取り組むこととしたこと、これに対し、臭素酸については、生成される可能性が非常に小さいため、評価指標に含めていないということで了解しました。

(大瀧委員)

資料7の1ページ(1)のア「水源の水質保全」や24ページ(5)イ「水道利用者及び受水団体が理解しやすい広報活動の充実」については、

評価指標がそれぞれ「水源清掃活動の実施回数対基準年度比」、「水道広報活動の実施回数対基準年度比」となっており、評価は基準年度の実施回数をクリアするか否かとなっていますが、最初に基準年度の実施回数を低く抑えておけば簡単にクリアできるという指摘を受ける可能性があります。

この点についてはどのようにお考えですか。

(事務局)

当然ですが、基準年度（平成23年度）の実施回数を抑えるようなことはしておらず、できる限りのことをやっていたというのが事実です。

したがって、過去の実績を下回らないという形で評価指標を定めたものですが、ご指摘を踏まえ、今後、これらの評価指標の設定方法を再度検討したいと思います。

(滝沢委員長)

今の大瀧委員のご指摘は、資料5の「実績評価指標の評価方法」において「評価方法②（評価指標が一定の値となるもの）」に関連するものです。

基準年度の実施回数どおりに実施したら目標を上回ると規定していますが、本来は、目標どおり実施した場合が○、さらに努力して目標を上回った場合は◎、反対に目標を下回ってしまった場合は△になります。

現在の評価方法だと、基準年度の回数より多少減ってしまった場合でも、おおむね予定どおり、すなわち評価は○になってしまうので、この部分は改めたほうが良いと考えます。

評価方法②については、これまでどおりしっかり実施するということをベースラインとして、それを上回ったら◎、同程度であれば○、ある程度下回った場合は△というほうが適切であると考えます。

(事務局)

そのとおり修正したいと考えます。

修正案としては、例えば、評価指標②の判定基準において「100%以上の場合は◎」としているところを「100%より大きい場合は◎」などに修正します。

また、評価指標の算定式によっては、100%より大きくなならないものもあるため、詳細は別途検討します。

(滝沢委員長)

資料7の9ページ(2)ウ「電力危機への対策の充実」の評価指標である「停電時必要送水量」は算出してあるのですか。

(事務局)

受水団体に対して計画停電を想定したアンケートを実施し、停電時必要送水量を算出しています。停電時においても受水団体が必要とする送水量

を供給できるよう自家発電設備の整備を進めています。

(森田委員)

将来的な人口の減少、有収水量の減少等を考えると、運営基盤の強化という観点から、先を見据えた取組を実施していく必要があると思います。

したがって、資料7の16ページ(3)ウ「民間活力の導入も含めた組織体制の再構築」、17ページ(3)エ「水道広域化の推進」は、これからの重要な課題です。

「民間活力の導入も含めた組織体制の再構築」については、全職員の水道経験年数率を評価指標としていますが、それ以外に民間活力導入による組織体制の構築、総合管理センターによる管理体制の構築などについて、何かしら定量的又は定性的な評価指標を設定することも必要だろうと考えます。

また、「水道広域化の推進」についても、具体的な協議・検討を実施している水道事業率を評価指標としていますが、長期ビジョンに記載されているように、積極的に水道広域化を推進し、その結果を定量的又は定性的に評価できるような評価指標を設定することが必要だろうと考えます。

(事務局)

ご指摘のとおり、「民間活力の導入も含めた組織体制の再構築」、「水道広域化の推進」については、将来的に重要な課題です。しかし、現在、一部の側面のみが評価指標となっています。

これらの取組は、優先度Bとしていますので、これからの5年間、メインに取り組まなければならないと考えています。したがって、これからの5年間の取組に対する評価指標を新たに追加することを検討します。

また、その他の実現方策についても、優先度を考慮し、必要に応じて、評価指標を追加するなどの対応をしていくべきと考えています。

(滝沢委員長)

今の森田委員のご指摘は、今後とても重要になってくると思います。

「民間活力の導入も含めた組織体制の再構築」、「水道広域化の推進」については、水道法改正をきっかけに、今回記載されている評価指標のほかに、どういう評価指標が設定できるか、考えていただきたいと思います。

現在でも、他県の事例ですが、例えば、技術系職員がいない事業体に対して、様々な相談を受け、技術的支援を実施しているところや水質管理を共同化して、効率的に水質管理を実施しているところなどがあります。

今回の委員会は、これまでの取組に対する実績評価を行うものですが、今後の水道法改正をきっかけに、これから埼玉県企業局で何ができるのかをぜひ検討していただきたいと思います。

(事務局)

埼玉県企業局でも、すでに他事業者への技術支援という取組を実施していますので、評価指標として設定できるかを検討したいと思います。

(滝沢委員長)

新しい取組については、評価指標を設定することはなかなか難しいと思いますが、議論していただきたいと思います。

(大瀧委員)

資料7の19ページ(4)イ「電力使用量の削減及び再生可能エネルギーの導入」で、指標算定式が、 CO_2 排出量削減率 = $(\text{CO}_2$ 排出量 / 基準排出量) となっていますが、誤りと思われるので訂正してください。

(事務局)

訂正します。

(滝沢委員長)

資料7の25ページ(5)ウ「水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給」ですが、「水質への不満度」を評価指標として、基準値を平成23年度における29.5%とし、目標値を29.5%としています。

これでは、「不満度を維持すれば評価が◎になる」という結果になります。また、数値的にも努力すればするほど下がっていくことになり、感覚的に分かりづらいと思います。

評価指標については、「水質への不満度」ではなく、「水質への満足度」とし、しっかり取り組めば数値も向上していくという設定に改めたほうが良いと考えます。

(事務局)

そのとおり修正したいと考えます。

また、全体を通して、評価指標の表現方法を再度確認します。

(3) その他

(事務局) 次回は、実績評価結果について10月を目途に開催する予定です。

以上